

堺市監査委員公表第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (公益財団法人堺市救急医療事業団)	
監査実施期間	令和5年8月1日 ～ 令和5年12月21日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 健康部 健康医療政策課 公益財団法人堺市救急医療事業団	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 経理について</p> <p>(1) 会計規程では、有形固定資産の減価償却は、法人税法に定める耐用年数表に従い定額法で行うこととされている。また、機能追加等の資本的支出を行った場合は、既存資産と種類及び耐用年数を同じくする新たな資産を取得したのものとして減価償却を行う必要があるとされている。</p> <p>しかし、令和3年12月に追加で設置した耐用年数6年の防犯用のドームカメラ1台について、誤って既存のカメラの残存耐用年数（令和5年3月末時点で3年2か月）を基礎として減価償却を行っていた。</p>	<p>減価償却費の算出は、認識誤りにより平成31年に取得した防犯カメラの残耐用年数38か月に合わせ減価償却を行ったものです。</p> <p>御指摘を受け、現在過大に計上されている減価償却累計額は、令和5年度の減価償却費の計上額で調整いたします。</p> <p>今後は、規程に基づき適切に減価償却を行います。</p>	公益財団法人堺市救急医療事業団
<p>3 財産管理について</p> <p>(1) 事業団では、切手の受払いを行う際に、係、主査、事務局次長及び事務局長の決裁を受ける切手受払簿の様式を使用している。</p> <p>しかし、令和5年9月13日に実地調査したところ、9月中の受払いについて、使用者の押印はあるものの、事務局長以下全ての決裁を全く受けていなかった。</p>	<p>切手は、使用者が残数確認を行い、第三者による確認や決裁を受けずに使用していました。また、決裁は月末にまとめて行っていました。</p> <p>御指摘を受け、様式を変更し、使用に際しては別の職員による確認を行い、決裁もその都度行うように変更しました。</p>	公益財団法人堺市救急医療事業団

<p>札を原則とし、一定の条件を満たせば随意契約又は指名競争入札により業者選定を行うことができるとされている。</p> <p>しかし、堺市急病診療センター洗濯業務及び堺市急病診療センターレセプト点検業務について、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、一般競争入札ではなく、見積合わせ又は指名競争入札によって業者選定を行っていたが、その業務の契約にかかる決裁文書に一般競争入札を実施しない理由及び根拠が記載されていなかった。</p> <p>委託業務の特殊性・専門性、発注時期や規模及び近隣の医療機関等の状況により、一般競争入札以外の方が合理的な業者選定になることも当然考えられるが、その場合には、特に、規程に基づいた適正な事務であることに疑義が生じないようにする必要がある。このことから、委託業務について、合理的な契約方法を十分に検討したうえで、一般競争入札以外の方法により業者選定を行う場合には、規程に定める一定の条件を満たしていることの根拠を書面上でも明確にするなど、事務手続を適切に行われたい。</p>	<p>3 者の見積合せにより契約を行っており、一定の競争性があると認識していました。</p> <p>また、レセプト点検業務は、これまで辞退者も多かったため、以前に受注した実績がある業者2者、今年度受注している業者1者の計3者による指名競争入札を実施していました。</p> <p>今後は、規程に基づいた適正な事務となるよう、決裁文書に根拠等の内容を明確に記載し、次回は、一般競争入札を含め手法を検討します。</p>	
--	--	--